

豊山町結婚新生活支援事業

新婚世帯の新居の住居費・引越し費用の補助を行います

豊山町で素敵な新婚生活を送りませんか？

【対象となる世帯】

次の①～⑧のすべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である世帯
- ③ 令和7年中の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯
- ④ 補助の対象となる住居が豊山町内にあり、その住居に夫婦ともに住民票があること。
- ⑤ 過去にこの制度による補助を受けていないこと。
- ⑥ 町税などの滞納をしていないこと。
- ⑦ 申請日から2年以上継続して町内に住み続ける意思があること。
- ⑧ ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談、共家事・子育て講座のいずれかを、夫婦ともに受講もしくは相談していること。
(講座については、裏面の説明を確認してください。)

【補助額】

- 29歳以下の夫婦の上限額：1世帯あたり60万円
39歳以下の夫婦の上限額：1世帯あたり30万円



【対象となる経費】

【住居費】物件の取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

【リフォーム費用】住宅の機能の維持又は向上のための修繕、増築、設備更新等の費用

【引越し費用】引越し業者や運送業者への支払い

【備考】

予定している金額に達した場合は受付を終了します。ご了承ください。

ご検討の方は一度、問合せください。

※ 申請に必要な書類は裏面を参照ください



豊山町子育て応援アプリ

Kikotto



Android版



iPhone版



web版

問合せ先



豊山町役場子ども応援課子ども応援グループ

電話 0568-28-0936

FAX 0568-28-2870

メール kodomo@town.toyoyama.lg.jp

豊山町結婚新生活支援事業費補助金 申請に必要な書類

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(原本)
※ 婚姻日：前年度の1月1日から申請日の属する年度の3月31日までの間
 - (2) 夫婦の直近の所得証明書・納税証明書
※ 申請時点で無職の場合でも所得証明書が必要になります
 - (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し
(住居を新築し、又は購入した場合)
 - (4) 物件のリフォームに関する契約書及び領収書の写し
(住居をリフォームした場合)
 - (5) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し (住居を賃借した場合)
 - (6) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居を賃借した場合)
※ 勤務先から住宅手当を支給されている場合
 - (7) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用の場合)
 - (8) 貸与型奨学金を返済したことが分かるもの
(第3条第3号イに該当する場合※)
※ 貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合
 - (9) 以下のいずれかの講座を受講し、受講したことがわかるもの(レポート、感想等の提出)
プレコンセプション講座 共家事・子育て講座
- 
- ※ライフデザイン講座については調整中です。
※医療機関への妊娠・出産に関する相談の場合は、領収書や診療明細の写しを提出
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類